

「東京でのお土産開発支援事業」テスト販売商品のご紹介
 - 東京産の原材料にこだわった唯一無二の新たな東京土産が完成しました -

▶株式会社菓子舗榮太楼(秋田市)
 -『東京しょうゆもちどらやき』-

一つひとつ職人が手焼きした自慢の生地に、丁寧に炊いた餡とお江戸醤油の甘さが染み込んだお餅を挟み込みました。
 ふんわりした生地とお餅の食感の違いをお楽しみください。



▶有限会社露月堂(横手市)
 -『東京おしょうゆゆべし』-

お江戸醤油の旨味が程よく染みこんだもちりゆべしに、大きくなるみを沢山使用しています。
 ザクザクとした食感も合わせてご賞味ください。



▶株式会社川口屋(秋田市)
 -『東京しょうゆバターもち』-

お江戸醤油の塩味で、バターもちのやさしい甘さとバターの香りを引き出しました。
 もっちりとしたやわらかな食感としっかりとした味わいが老若男女問わず好かれるお品です。



「秋田県食品関連事業者サポートネットワーク」へご登録下さい!

本会では、県外等への販路開拓・拡大を目指す秋田県内の食品関連事業者をサポートするため、「秋田県食品関連事業者サポートネットワーク事業」(秋田県委託事業)を実施しています。
 専門家派遣や補助金などの情報提供を無料でっておりますので、どうぞご登録下さい。
 なお、当事業の詳細につきましては、本会ホームページで紹介しています。

[本会ホームページ]
<http://www.chuokai-akita.or.jp/shoku-sapo.html>

中小企業組合等支援施策情報

平成29年度税制改正のポイント(中小企業・小規模事業者関係)

~中小企業の事業環境に配慮~

平成28年12月22日に、平成29年度税制改正の大綱が閣議決定されました。
 本号では、中小企業・小規模事業者に関する平成29年度税制改正のうち、主要項目の概要についてご紹介します。

固定資産税特例・即時償却の対象に器具備品等が追加

- サービス業の設備投資減税の対象設備の拡大 -

- ▶ 固定資産税の軽減措置(中小企業の新規投資は3年間半額)の対象に、サービス業が多く活用する器具備品(例：高効率冷凍陳列棚)や建物附属設備(例：省エネ空調)を対象地域・業種を限定した上で追加します。
- ▶ 中小企業経営強化税制を創設し、サービス業等の生産性向上に向けた設備投資を即時償却によって強力に支援します。
- ▶ 中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制(30%特別償却等)を2年間延長します。(平成30年度末まで)



冷蔵陳列棚



空調設備



介護用アシストスーツ



業務用冷蔵庫



スチームコンベクションオーブン



理美容機器(パーマ機器)

[新たに対象となり得る器具備品等の例]

法人税軽減税率の延長

- ▶ 協同組合を含めた中小法人の法人税の軽減税率(所得800万円まで法人税率の本則19%を15%に軽減)を2年間延長します。(平成30年度末まで)。

所得金額	本則税率	租特税率
年800万円超	23.4%	-
年800万円以下	19%	15%

29年度の賃上げ支援が大幅に拡充 – 所得拡大促進税制の拡充 –

- ▶ 現行の支援措置(24年度からの給与増加額に10%税額控除)に加え、2%以上賃上げした中小企業は、前年度からの給与増加額に22%の税額控除を適用します。
(賃上げに伴う社会保険料負担を上回る控除率)

【要件】 ①・②は現行制度と同様

- 1 給与等支給額の総額 … 平成24年度から一定割合(下図)以上増加
- 2 給与等支給額の総額 … 前事業年度以上
- 3 平均給与等支給額

(1)前事業年度を上回る

(2)前年度比2%以上増加



(1)賃上げ率2%未満の企業
税額控除10%を維持

(2)賃上げ率2%以上の企業

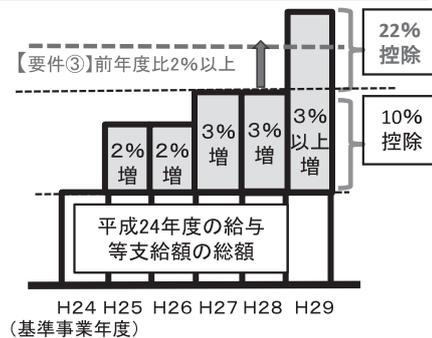
前年度からの増加額について税額控除を12%上乘せ

[適用期限：平成30年3月31日]

(1)賃上げ率2%未満の場合



(2)賃上げ率2%以上の場合



事業承継税制の雇用要件緩和及び株式の評価方法の見直し

- ▶ 雇用要件(5年間平均8割)について、従業員5人未満の企業が従業員1人減った場合でも適用を受けられるように見直しが行われます。また、被災や主要取引先の倒産等により売上が減少した場合には、雇用要件が緩和されます。
- ▶ 取引相場のない株式の評価方式について、上場株価の急激な変動等、中小企業の収益の改善が中小企業の株価に過度に反映しないよう、類似業種比準方式等の見直しが行われます。

研究開発税制の控除率の引上げ

- ▶ 従来の控除率12%、控除上限25%が維持され、試験研究費が5%超増加した場合には、控除率・控除上限が上乘せ(控除率：最大17%、控除上限：最大35%)されます。
- ▶ ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス開発」も支援対象に追加されます。

試験研究費の増加率が5%を超える場合



<控除できる割合>
研究開発費の 12~17%
<控除できる上限>
法人税額の 35%まで

試験研究費の増加率が5%以下の場合



<控除できる割合>
研究開発費の 12%
<控除できる上限>
法人税額の 25%まで

配偶者控除の見直し

- ▶ 所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を150万円(合計所得金額85万円)に上げます。控除額は逡減し、配偶者の給与収入金額約201万円(合計所得金額123万円)で消失します。
- ▶ 納税者本人に所得制限を導入します。給与収入金額1,120万円(合計所得金額900万円)で控除額が逡減を開始し、1,220万円(合計所得金額1,000万円)で消失します。

なお、平成29年度税制改正(中小企業・小規模事業者関係)の概要等につきましては、中小企業庁のホームページをご覧ください。

[ホームページ] <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2016/161216ZeiseiKaisei.htm>